

## 新規適用事業所にかかる雇用保険の加入手続きについて

事業の種類により、一元適用事業所と二元適用事業所に区別され、加入手続きが若干異なります。事業主の方は、新たに適用事業を開始した日の翌日から10日以内に、事業所を管轄する労働基準監督署又は公共職業安定所にそれぞれ提出していただくこととなっております。

### ◆ 一元適用事業

雇用保険と労災保険の二つの保険料をまとめて取り扱う事業をいい、二元適用事業以外のすべての事業がこれに該当します。

#### 1. 労働基準監督署へ

- I 労働保険関係成立届
- II 労働保険概算保険料申告書

#### 2. ハローワーク（公共職業安定所）

- ①雇用保険適用事業所設置届
- ②雇用保険被保険者資格取得届

### ◆ 二元適用事業

雇用保険と労災保険を別個に取り扱い、二元的に事務処理を行う次の事業をいいます。

- 建設の事業 ◇農林水産の事業 ■港湾労働法の適用される港湾運送の事業
- 都道府県、市町村およびこれらに準ずるものを行う事業

#### 労災保険分は労働基準監督署へ

- I 労働保険関係成立届  
(労災保険分)
- II 労働保険概算保険料申告書  
(労災保険分)

#### 雇用保険分は ハローワーク（公共職業安定所）へ

- ①労働保険関係成立届(雇用保険分)
- ②雇用保険概算保険料申告書(雇用保険分)
- ③雇用保険適用事業所設置届
- ④雇用保険被保険者資格取得届

### 添付していただく書類

以下の(1)～(7)の書類（各1点以上）を添付してください。すべて原本を確認させていただきます。

- (1) **労働保険関係成立届**（監督署で手続き後の「事業主控」）
- (2) **労働保険概算保険料申告書**（監督署で手続き後の「事業主控」）
- (3) 法人の場合は**商業登記簿謄本**、個人事業の場合は**事業主の住民票**
- (4) 事業所の実在を確認できる書類  
自社又は事業主所有家屋・・・**不動産登記事項証明書**又は**公共料金請求書・領収書**  
賃貸家屋・・・・・・・・・・・・・**賃貸借契約書**  
\*上記で確認が取れない場合は、**法人設立届**又は**個人事業開業届**、**事業税・法人税等納税証明書**、**最近事業所に届いた郵便物(消印入)**等
- (5) 事業実態を確認できる書類  
**営業許可証、営業登録証、開設許可証、開業証明書、代理店契約書、業務(工事)請負契約書**等
- (6) 雇い入れ日を確認できる書類 **労働者名簿、出勤簿**又は**タイムカード、雇入通知書**
- (7) (パート・アルバイトの方のみ) 労働条件を確認できる書類  
**労働条件通知書、雇入通知書、パートタイム就業規則**等

- ◆ 3ヶ月以上遡って取得する場合は、上記の書類に加えて全期間の賃金台帳・出勤簿又はタイムカードが必要です。

※ 十分に確認が取れない場合など、上記以外の書類を提出いただくことやお預かりさせていただくことがあります。

※ 受付は、平日（祝日、年始年末を除く）の午前8時30分から午後5時15分までとなっておりますが、オンラインで処理しておりますので、時間に余裕を持ってお越しください。

お問い合わせは Tel.06-6582-5271 (コード 21#)

ハローワーク大阪西（大阪西公共職業安定所）雇用保険適用課（2階⑪番窓口）へどうぞ